

総務

第4回定例会で委員会付託になっていた「倶知安町宿泊税条例の制定について」と「所得税法第56条の廃止を求める意見書採択についての陳情書」の審査報告を行いました。

所得税法第56条の廃止に関する陳情については、平成29年9月に同じ内容で同じ目的の請願書を同じ陳情者から今回は陳情という形で受けたものです。再度、慎重に審査を行いましたが、昨年と同様に陳情の趣旨は理解できるものの、廃止では法本来の目的が果たせなくなるため、今回の陳情も不採択としました。なお、陳情の趣旨を解決するためにも、国において税制の抜本的な見直しを早期に図るよう強く求める。

宿泊税条例については、第1条の文言修正を行いその他の条文は原案通りに可決しました。また、3点の附帯意見を付けました。なお、「特集1」で審査の概要を紹介していますのでご参照ください。

役場職員の障がい者任用状況について、29年度は2名で実雇用率は2.35%（法定雇用率2.3%）、30年度は4名で4.68%（法定雇用率2.5%）。教育委員会の雇用率は5.33%といずれも法定雇用率を上回っているとの報告を受けました。今後の障がい者の雇用について確認したところ、障がい者枠の採用を考えなくてはならないが、障がいのあるなしに関わらず平等に適正を判断し採用していきたいとのことでした。

常任委員会報告

厚生文教

「倶知安町町内会等への加入及び参加を促進する条例」

地域住民を取り巻く状況、少子高齢化や国際化、それに伴う価値観や生活形態の多様化により町内会等への加入や活動への参加が減少し、災害時の相互協力体制なども危惧されることから、町民誰もが安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指す「倶知安町町内会等への加入及び参加を促進する条例」について議論してきました。

平成29年6月に条例原案が示されて以降、制定に当たっては町内会連合会等と時間をかけた協議が必要との見解を示し、議論を進めてきたところです。

平成29年10月には各町内会からの意見を聴取し、必要な修正等を行い平成30年4月に町内会連合会総会で説明、再度、各町内会から意見聴取を行い条例案を策定した経過、内容等について説明を受けました。

この条例は本会議で可決され、今後はこの条例が効果的に執行されるよう、ごみ収集等の問題なども含め引き続き協議を続けていきます。

経済建設

定例会に向けて水道課・建設課・観光課・まちづくり新幹線課・農林課の各課より専決処分や補正予算内容について説明を受け、それぞれ質疑を行いました。（委員より質問のあった事項を記載）

水道課関連

委員：他人の私有地に水道管を通して敷設している場合で、その水道管が入っている土地が外国人等に売買されてしまった時の対処について、法的にどうなるのか。

回答：他人の土地を通して給水している例はかなりある。承諾を証明する書類もかなり古く、存在しないものもある。売買時にそれを分からずに進めている場合はあるが、あくまで個人間で解決して頂くよう指導している。今後は重要事項説明に加えてもらうなど、指導するように努める。

農林課関連

委員：ようてい酪農ヘルパー利用組合活動事業補助金の利用戸数が12件から11件に減っているが、廃業によるものか。

回答：農業法人が酪農部門の営業を辞めたため、利用件数が減る結果となった。

建設課関連

委員：ニセコひらふ地区の側溝蓋の跳ね上がり事故について、経緯と今後の対応は。

回答：開発当時、事業者が側溝のみを敷設し、後にそれを町が引き受けた。その後住民の方で蓋を設置していた経緯があるが、町道の管理責任は町にあると判断した。今後については、費用的な課題もあり検討している。

観光課関連

観光振興基本計画の作成に向けた今年度分の補正予算と、一般社団法人倶知安観光協会の地域DMO化に向けた説明を受けた。

北7条街路事業関連

社会資本整備交付金の減額に伴い、北7条街路事業への補助金が減額。併せて該当事業の起債限度額540万円の減額となった。これら交付金が減額となることは常態化しており、道路工事はその分距離が縮まることになる。